

平成30年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成30年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第7号	平成30年3月23日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	平成30年3月23日	原案承認
議案第8号	平成30年3月23日	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	平成30年3月23日	原案承認
議案第9号	平成30年3月23日	五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	平成30年3月23日	原案承認
議案第10号	平成30年3月23日	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	平成30年3月23日	原案承認
議案第11号	平成30年3月23日	教育財産の取得について	平成30年3月23日	原案承認
議案第12号	平成30年3月23日	工事の計画の策定について	平成30年3月23日	原案承認

平成30年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録
日時：平成30年3月23日（金） 午後3時00分開会
場所：五所川原市中央公民館 2階 第3会議室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認（第2回定例会）
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第7号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - 2 議案第8号 五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 3 議案第9号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 4 議案第10号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 5 議案第11号 教育財産の取得について
 - 6 議案第12号 工事の計画の策定について
- 第 7 報告事項
 - 1 平成30年度主要事務事業執行計画について
- 第 8 その他
 - 1 職員人事（内示）について

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀧 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
指導課	課長 葛 西 一
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
	館長 櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより平成３０年五所川原市教育委員会第３回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第2回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第2回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

2月27日に開会した平成30年市議会第1回定例会が3月15日に閉会しました。今回は、会派代表質問と一般質問を通告した7名のうち、4名から質問がありました。会派代表質問はありませんでしたが、一般質問では、花田進議員と平山秀直議員からは就学援助に関連して「この制度の実施状況と制度拡大、新入学児童生徒学用品費の入学前支給について」、山口孝夫議員からは「市営球場及び周辺施設の運営について」、加藤磐議員からは「旧西沢家の今後の取り扱いと対応について」の質問がありました。詳しくは、報告資料として一覧にまとめましたので、参考にしていただければと思います。

次に、卒業式関係についてですが、3月1日の高校関係から、3月12日には五二中、13日には残りの中学校5校、小学校は16日に栄小、17日には中央小と三好小、20日には残りの小学校8校で全て終了しました。昨年度からは小中すべての学校に教育委員及び事務局から出席して祝辞を述べることにしました。また、今年度で閉校することになっております五所川原市が設置者である金木高校市浦分校の卒業式が3月2日に行われました。当日は、藤澤校長から卒業生9名に卒業証書が渡され、平山市長からは祝辞が述べられました。市浦分校は、昭和28年に組合立の金木高校柏内分校として旧柄内村に開校、昭和55年に県立となり、平成17年に現在の校名に変更、現在地に移転しております。本年度を含め409人の卒業生を送り出しております。そして3月31日をもって64年の歴史に幕を閉じることになります。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

それでは日程第6、付議案件に入ります。

本日付議される議案6件のうち、はじめの議案第7号から議案第10号までの4件は、規則及び訓令の一部改正に関する内容となっておりますので、一括で審議いたします。それでは担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第7号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第9号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案書を基に説明する。

○文化スポーツ課長

議案第10号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

出来高と出来形はどのように違うのですか。

○教育総務課長

出来高は工事の進捗の割合を表しており、出来形は設計書に従った工事全体のことを表しております。今回の改正は五所川原市事務専代決規程の改正に合わせて行うものであります。

○丁子谷委員

出来高は経過であって、出来形は完成という意味ですね。

○木村委員

建設業界の用語であり、出来高は一般的に割合で出来形は作った結果を表すので、出来形を工事代金の支払いなど数値で表したものが出来高になると思いますが。

○教育総務課長

その通りです。出来高は出来形の要素の一部となります。

○教育長

その他、何かありますでしょうか。

○丁子谷委員

施設の名称で、五所川原市を表記するものと表記しないものがあるのですか。

○文化スポーツ課長

正式名称は五所川原市を表記したものになります。設置条例に基づく施行規則であれば正式名称を表記するものであります。

今回の改正はそうではありませんので、表記を簡素化するために五所川原市を削除いたしました。これは教育委員会だけではなく、市長部局の改正方針に合わせたものであります。

○教育総務課長

市長部局では、五所川原市行政組織規則の中で、五所川原市を表記した正式名称にしているものと略称としているものが混在していたため、五所川原市の表記を削除しても施設を特定できるものに関しまして、五所川原市を表記しないことで統一することとしました。それを受けて教育委員会でも表記を統一することにいたしました。

○三潟委員

体育施設の利用に関して、不許可になるのはどのような場合でしょうか。

○文化スポーツ課長

これまで不許可にした事例はございません。不許可にする理由については後ほど、資料をお渡しいたします。

○教育長

その他、何かありますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第7号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第9号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第7号から議案第10号までは、原案のとおり承認することに決しました。それでは続きまして、議案第11号「教育財産の取得について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第11号「教育財産の取得について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第11号「教育財産の取得について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは続きまして、議案第12号「工事の計画の策定について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

○文化スポーツ課長

議案第12号「工事の計画の策定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○木村委員

テニスコート2面を整備に対して工事費が高いのではないのでしょうか。

○教育総務課長

テニスコートには路盤工事を行い、土もしっかりと敷き詰めたものになり、暗渠やフェンスも設置しますので、適正な金額だ

と考えております。

○木村委員

人工芝にしてはどうですか。

○教育総務課長

人工芝ですと工事費がさらに高額になるのもありますし、生徒の足へ負担がかかることも考慮し、土のコートに決定いたしました。

○丁子谷委員

工事を実施するに当たり、競争入札を適切に行い、良いものを作っていただきたいと思います。

○教育長

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第12号「工事の計画の策定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは次に、日程第7 協議事項に入りますが、「平成30年度主要事務事業執行計画について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

○指導課長

- 社会教育課長
- 文化スポーツ課長
- 図書館長
- 学校給食センター所長

平成30年度主要事務事業執行計画について説明する。

- 教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

- 奈良委員

通学バスでタクシーにより運行する場合は、業者に委託するのですか。

- 教育総務課長

通学用のバスやタクシーの運行を委託しております。

- 奈良委員

学校保健事業の中に、就学時健診も含まれるのですか。

- 教育総務課長

就学時健診も含まれます。例年、11月に就学する前の児童を対象に、各学校において入学説明会と併せて実施しております。

- 教育長

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

- それでは次に、日程第8 その他に入りますが、「職員人事（内示）について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

「職員人事（内示）について」説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○教育長

その他に何かございますでしょうか。

○丁子谷委員

新聞に載っていた文部科学省の記事の中で、中学校・高校の部活の時間制限や休日について触れていたのので、学校長に対して中学校の部活の在り方について状況や実態を説明するようお願いしたいと思います。それから、秋田への先進地視察研修についてですが、この間、市浦中学校を訪問した際に、実際に研修に行った先生が校内研修を3回ほど行ったという話を聞きました。それによって秋田への視察研修に興味を持ち、参加してみたいという声が上がっているそうですので、活用をしっかりとしてほしいものです。給食センターについてですが、調理する前に包装された食材の数や使用後に残された包装の数について突合はしていただきたいと思います。教育総務室について、教育総務課長の兼務が解けて市浦総合支所の職員が兼務になりましたが、そのうち一人は総合窓口の職員が担当することになりましたので、そこに市浦小中学校の新校長が来て連携が取ることができる体制を作ってもらいたいと思います。

○教育長

人事異動により体制が変わりますが、学校給食はすぐに始まりますので、万全を期して調理に当たってもらいたいと思います。そのほかに何かございますでしょうか。

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成30年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後4時40分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月23日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番

奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎